

宇治市監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和4年9月26日

宇治市監査委員

池上哲朗

松岡ゆかり

松峯茂

- 1 監査の結果を公表した日
令和4年9月26日（宇治市監査委員公表第13号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 教育委員会 博物館管理課

監査期間 令和4年4月1日～令和4年5月25日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	<p>源氏物語ミュージアム使用料収入状況について</p> <p>源氏物語ミュージアム観覧料の減免決定について、宇治市事務決裁規程に基づかない専決が行われていた。適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>起案処理（部長決裁）し、継続案件について確認、意思決定しました。</p> <p>減免の基準について確認し、「今後内容に大きく変動がない場合は博物館管理課長決裁」とすること、「基準が明確でない新規案件については部長決裁」としました。</p> <p>今後は適正な事務の執行に努めてまいります。</p>